

（対外非公表、都道府県用）介護人材確保・職場環境改善等事業に関するQ & A
（令和7年2月14日版）

問1 事業所からの計画書及び実績報告書の提出受付開始時期・提出期限はいつか。2月の計画書受付は予算成立前で難しいが、3月以降でも可能か。

（答）

計画書の申請受付時期は、2～4月の期間において、各都道府県において柔軟に設定することを想定している。実績報告書の提出期限については、人件費改善や職場環境改善の実施期間が基準月（令和6年12月を基本とし、令和7年1月、2月又は3月も選択可能）以降、事業の実施年度まで（予算の次年度への繰越しを行った場合には、令和7年度まで）であることを前提に、各都道府県において適切に設定されたい。

問2 本省繰越は選択肢に入らないのか。地方繰越については、全額の繰越を想定しているのか。

（答）

本事業の十分な効果を発揮するためには、地方公共団体においても、迅速かつ適正な事業執行に取り組んでいただくことが重要と考えており、年度内に実施できる準備、事務は自治体により異なるものと理解しているが、その多寡に関わらず可能な限りご対応をお願いしたいと考えている。その上で、都道府県に対して、年度内に交付決定予定で進めている。

当該補助金の執行方法、詳細等については都道府県によって異なるものと理解しており、その中で、一部又は全部の事業が実施できない場合には、各都道府県において繰越を想定しており、自治体の事情に応じ適切なご対応をお願いしたい。

なお、予算残額については、令和7年度へ予算繰越（本省繰越）を行うよう調整中。

問3 6月までの事業所への補助金の支給は必須なのか。

（答）

介護事業所に対する緊急支援という趣旨を鑑み、6月に可能な限り多くの事業所への振込が行われるよう、ご準備いただきたい。

問4 都道府県から国保連合会への対象事業所リストの送付は、5月上旬までに必ず行う必要があるのか。

(答)

国保連合会において5月中に交付額の算出処理を実施する観点から、5月上旬（5月12日頃）までに対象事業所リストを国保連合会に送付できるよう、可能な限りご対応いただきたい。

その上で、特別に送付が遅れる事情がある場合には、各都道府県において、国保連合会と調整いただきたい。

問5 国保連合会との交付対象事業所リストの連携について、決まった方法があるか。

(答)

交付対象事業所リストの連携方法等については、各都道府県において国保連合会と調整いただきたい。

問6 交付申請の金額に基づいて補助金を概算で支払い、5月に国保連が算出する交付額と差額が発生した場合は、実績報告（変更申請）にて差額の清算等を行う方法でも対応可能か。

(答)

貴見のとおり。

問7 処遇改善加算と補助金の様式の一体化について、同じ計画書を都道府県と指定権者に提出する必要があるのか。審査担当も一本化の必要があるのか。

(答)

一本化した様式を用いた場合であっても、計画書の提出にあたっては、処遇改善加算の様式を指定権者に、補助金の様式を都道府県に提出するという仕組みは変わらず、審査担当者を一本化していただく必要はない。

問8 補助金の申請を行っているかどうかの情報を、処遇改善加算の審査をしている指定権者と情報共有する必要があるのか。

(答)

補助金の要件と処遇改善加算の職場環境等要件が連動しているが、事務負担への配慮の観点から、補助金の審査担当者と処遇改善加算の審査担当者間で情報連携いただく必要はないこととする。

問 9 様式について、都道府県独自で編集を行った様式を用いることは可能か。

(答)

事業者の負担軽減の観点からも、様式については、原則として、都道府県等において変更を加えないようお願いしたい。振込に関する情報など、補助金の申請に必要な最小限の修正であれば実施可能であり、各都道府県にエクセルを修正するためのパスワードも送付する予定。

問 10 令和 5 年度補正の処遇改善補助金の際には、総合事業の A 3、A 4、A 7、A 8 について、国が定める処遇改善加算相当の加算を取得しているかどうか区市町村へ別途確認が必要だったが、今回の事業では、都道府県においてその確認が不要で、国保連が補助金の対象か判断するという認識でよろしいか。

(答)

ご指摘の総合事業の A 3、A 4、A 7、A 8 については、市町村が自由にサービスコードを設定できるサービスであり、国保連合会では処遇改善加算相当の加算の届出状況の有無を判断できないため、都道府県にて当該加算の算定状況について確認を行う必要がある。

問 11 国保連から事業所への交付額の通知は不要ではないか。

(答)

交付額の事業所への通知は原則必要と考えている。ただし、各都道府県において特段の支障が生じると判断する場合には、個別に国保連と調整いただきたい。

問 12 職場環境改善経費について、一律で対象経費に消費税を含めさせないこととすることはできるか。

(答)

職場環境改善経費の消費税仕入控除税額については、一律に事業者への報告を求めず、職場環境改善経費に消費税額を含めており、かつ控除額が実績報告書作成時に未確定の場合のみ、事後的に報告を求めていることから、対象経費から消費税を除くことは不要と考えている。その上で、都道府県において特段の支障があると判断する場合には、都道府県の判断で、対象経費に消費税を含めないという整理とすることも可能である。